

養殖魚

トレーサビリティシステム ガイドラインのご紹介

食品のトレーサビリティ(追跡可能性)とは？

「生産、加工および流通の特定の1つ又は複数の段階で、
食品の移動を把握できること」

食品の移動に沿って生産者側から川下方向へ追いかける「追跡」と、消費者側から川上方向へ遡る「遡及」の両方の機能があります。

このガイドラインの対象は？

養殖魚全般、特にブリ類、タイを想定しています。

養殖魚のトレーサビリティシステムに取り組もうとする生産者（個人・団体・企業）、活魚輸送業者、函詰め・出荷業者、加工業者（ドレス加工・フィレ加工等）、輸送業者、卸売業者（卸売市場の場合は卸・仲卸の両方）、小売業者、外食業者、食品加工メーカーを対象にしています。

トレーサビリティシステムに 取り組む意義とは？

トレーサビリティシステムによって食品の移動を把握できれば、取引先や消費者からの信頼を高め安全性に関わる問題が発生した時に迅速に対応でき、品質管理・在庫管理等の業務を効率化できると期待されています。

近年、発生した問題！

- ・ウナギ加工品における産地表示偽装が発覚(平成14年前後)
- ・フグの寄生虫駆除にホルマリンを使用していたことが発覚(平成15年)
- ・中国産のカンパチ中間種苗からアニサキスを検出(平成17年)



問題発生

トレーサビリティシステムはこんなことに役立ちます！

- ・原因を明らかにする
- ・問題の発生範囲の特定(問題のない範囲の特定)
- ・説明責任を果たす

▶▶ 平常時にも、こんな課題のために・・・

- ・特色ある商品への評価・信頼の維持
- ・フードチェーンを通じた品質管理

上記のような問題が発生した場合に、フードチェーンを通じた調査をして原因を明らかにし、問題の発生範囲を特定すること(あるいは逆に問題のない範囲を特定すること)や、説明責任を果たすことが必要となります。そのためにトレーサビリティシステムが役立ちます。

さらに、特色ある商品への評価の維持や、フードチェーンを通じた品質管理といった課題のためにトレーサビリティシステムを役立てることもできます。

トレーサビリティシステム

導入の目的

一般的に養殖魚を対象にトレーサビリティシステムを導入する目的として、以下のことが考えられます。

- ① 安全管理の支援
- ② 表示の信頼性確保
- ③ 商品価値向上の支援
- ④ 鮮度を含めた品質向上の促進
- ⑤ 消費者の安心につながる履歴情報の提供



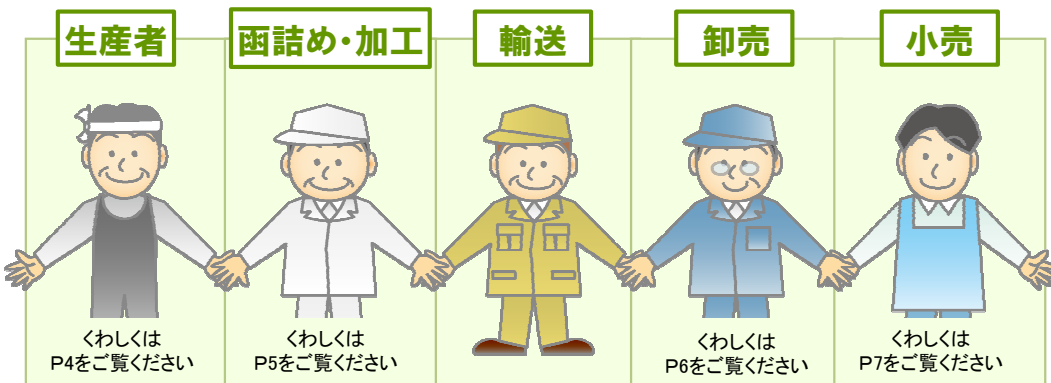
フードチェーンを通じたトレーサビリティを確保するには 事業者間の連携が必要！

各事業者の仕入れ（受領）から
販売（発送）までの範囲で
確実に追跡できるようにする

取引をする事業者の間で相互に
問い合わせ・応答ができるよう
にする

養殖魚のフードチェーンには、生産・加工・輸送・卸売・小売といった多数の事業者が携わっています。フードチェーンを通じたトレーサビリティを確保するには、まず各事業者の仕入れ（受領）から販売（発送）までの範囲で確実に追跡できるようにした上で、取引をする事業者の間で相互に問い合わせ・応答ができるようにすることが望まれます。

「養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン」には各段階の事業者が、フードチェーンを通じたトレーサビリティを実現するために果たすべき役割が示されています。



各事業者による識別と記録の基本

新しく出荷物や製品の単位を作成、その単位に識別記号（ID）を与えて識別

養殖魚（活魚）を出荷するとき、活け締めして函詰めしたとき、複数の魚函に小分けしたとき、フィレに加工したときなど、新しく出荷物や製品の単位を作ったら、その単位に識別記号（ID）を与えることにより、識別します。識別記号は、ラベルに印刷して容器・包装に貼り付けるなどして現品に表示し現品どうしを見分けられるようにするとともに、現品と記録とを照合できるようにします。識別単位ごとに、下図に示すような構成の記録を作成します。これにより、取引した事業者を通じて記録をたどり追跡・遡及できるようになります。

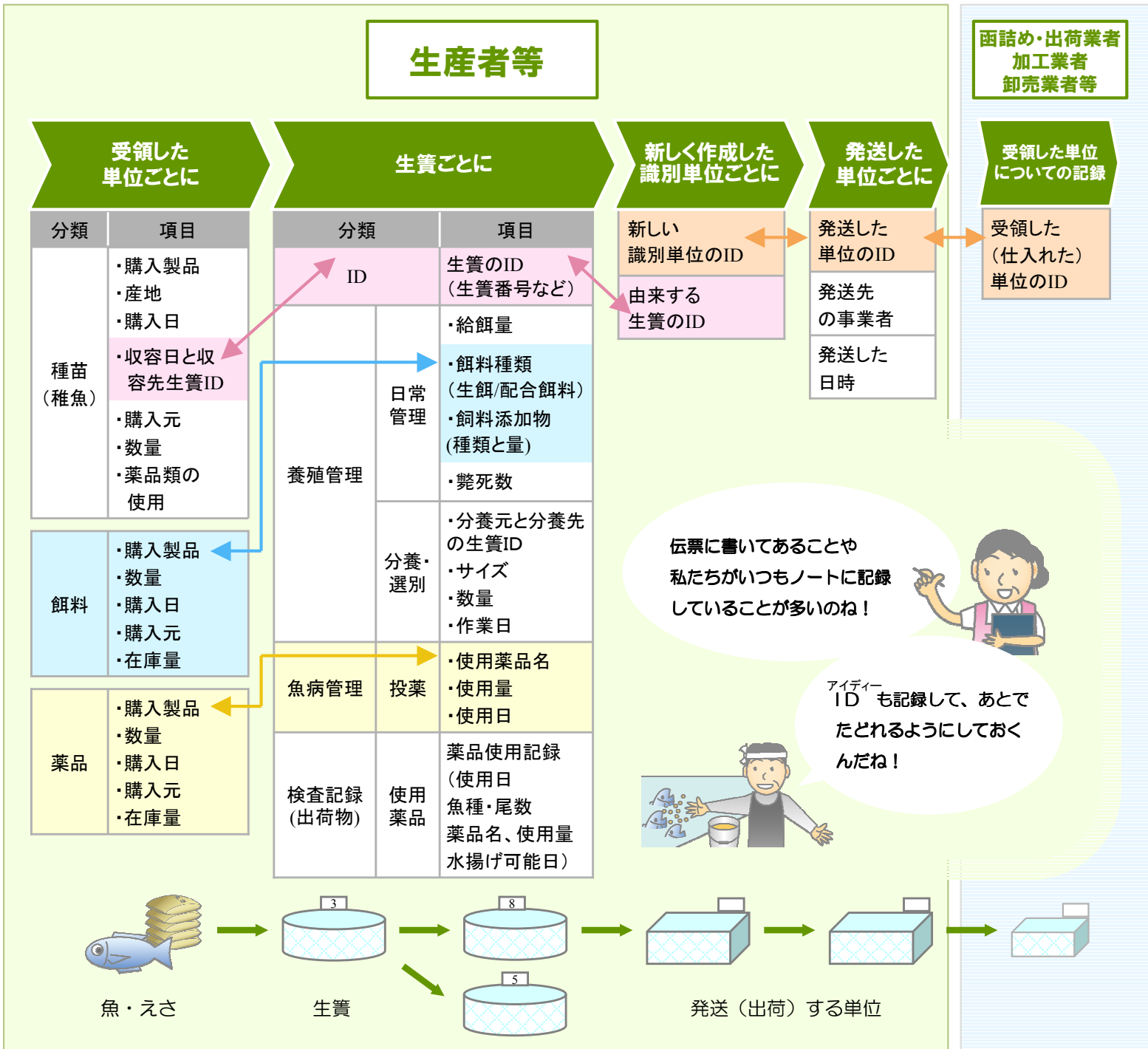


事業者ごとの役割

1 生産者の取り組み

種苗や、餌料・薬剤などの資材について「いつ、誰から、何を仕入れたか」を記録します。そして生簀ごとに生産履歴を記録します。さらに出荷するときに、その日出荷した単位がどの生簀から由来するかわかるよう、その生簀のID（生簀番号でよい）を記録します。これによって、出荷した単位の生産履歴を特定できるようになります。

トレーサビリティのための記録の構成



- ・生産者段階の記録項目は、社団法人マリノフォーラム21が水産庁委託事業「養殖生産履歴情報開示検討事業」(平成15年度～)の中で検討してきたものが採用されています。
- ・このリーフレットの4ページから7ページの図では、必須項目のみを図示しています。推奨項目・任意項目については、ガイドライン「別冊1 各段階の記録項目例」をご覧ください。

2 函詰め・出荷業者および加工業者の取り組み

函詰め・出荷や加工の段階では、識別単位が変わります。このとき、魚函を識別することが必要です。

ステップ1 魚函にロット番号を表示して識別することが必要です。

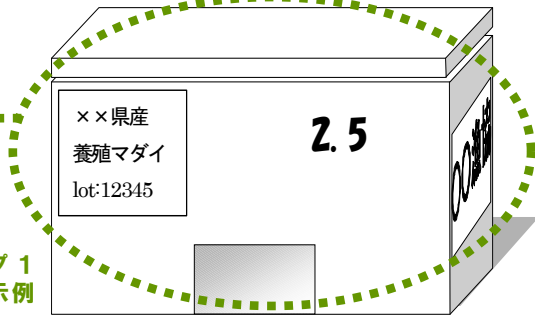
●ステップ1 魚函に表示する項目

項目	カテゴリー			例
	必須	推奨	任意	
出荷者名	○			識別単位を作成した事業者
製品名	○			「ぶり」等、魚種を特定できるもの。
ロット番号	○			「No.123」等
シリアル番号		○		
消費期限	○			食品衛生法により義務づけられた加工品の場合
水揚げ日			○	消費期限が義務づけられていない原魚の場合
産地	○			「○○県産」
「養殖」表示	○			「養殖」
正味重量	○			「〇.〇kg」「〇.〇」
入り数			○	「4入」

魚を締めて函詰めする業者は、魚函に「ロット番号」を表示します。この出荷段階のロットにより由来するすべての生簀と水揚げした日（または期間）を特定できるようにする必要があります。これにより、販売先から生産段階の履歴についての問い合わせが可能になります。

また魚函だけでなく、納品伝票にもロット番号を記載することが必要です。納品伝票にロット番号が記載されていれば、いちいち魚函のロット番号を調べに行かなくても、また魚函が処分された後でも、生産履歴を問い合わせることができるようになります。

●ステップ1における表示例



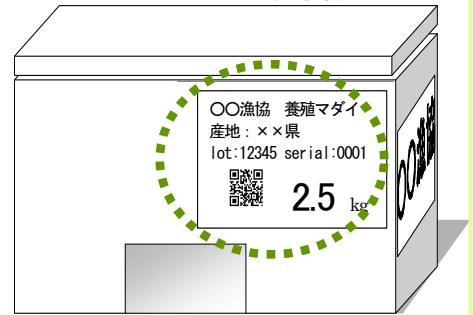
ステップ2

将来はロット番号に加えシリアル番号も表示して識別！

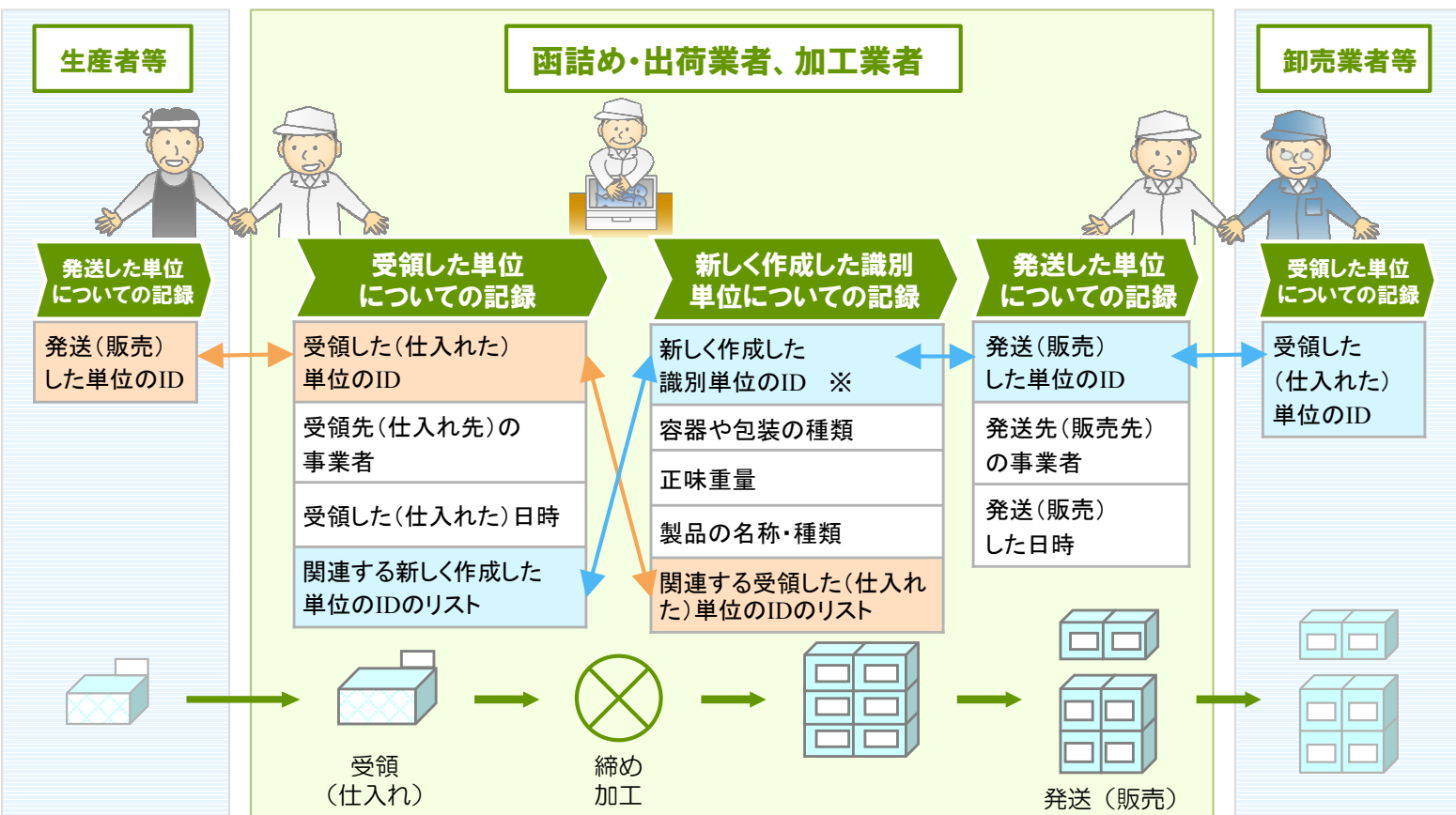
ステップ2においては、ロット番号等にシリアル番号（連続番号）を加えて1函ずつ識別できるようにします。またバーコードなど自動認識可能な媒体も併せて表示します。

これによって、卸売段階・小売段階等の流通段階での記録作業が容易になります。今後、計量機と連携したラベルプリンタ等を導入するときにステップ2に移行することが望まれます。

●ステップ2における表示例



トレーサビリティのための記録の構成



※ ステップ1においてはロット番号、ステップ2においてはロット番号とシリアル番号の組み合わせとなります。

事業者ごとの役割

3 卸売業者の取り組み

卸売業者は基本的には新しい識別単位の作成をしません。従って受領した単位についての記録と発送した単位についての記録を行い双方の記録の識別記号によって追跡・遡及をできるようにします。

函詰め・出荷業者や加工業者における魚函の識別のステップにより、取り組みが異なります。

函詰め・出荷業者や加工業者による魚函の識別が・・・

ステップ1の場合

現品にロット番号のみが与えられている

発送する納品伝票単位ごとに
ロット番号を記録する

函詰め・出荷業者によって魚函にロット番号のみが与えられるので、卸売業者は発送する納品伝票単位ごとに含まれる魚函のロット番号を記録します。

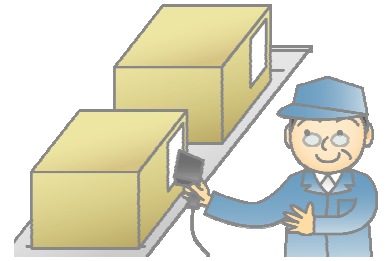


ステップ2の場合

魚函1函ごとに固有の識別記号が与えられている

バーコード等の識別媒体を活用して
大量の魚函について迅速かつ自動的に記録する

魚函1函ごとに固有の識別記号が与えられている場合は、受領したどの魚函をいつどこに発送したか、正確に特定できるようになります。大量の魚函について迅速かつ自動的に記録するためにバーコード等の識別媒体を活用します。

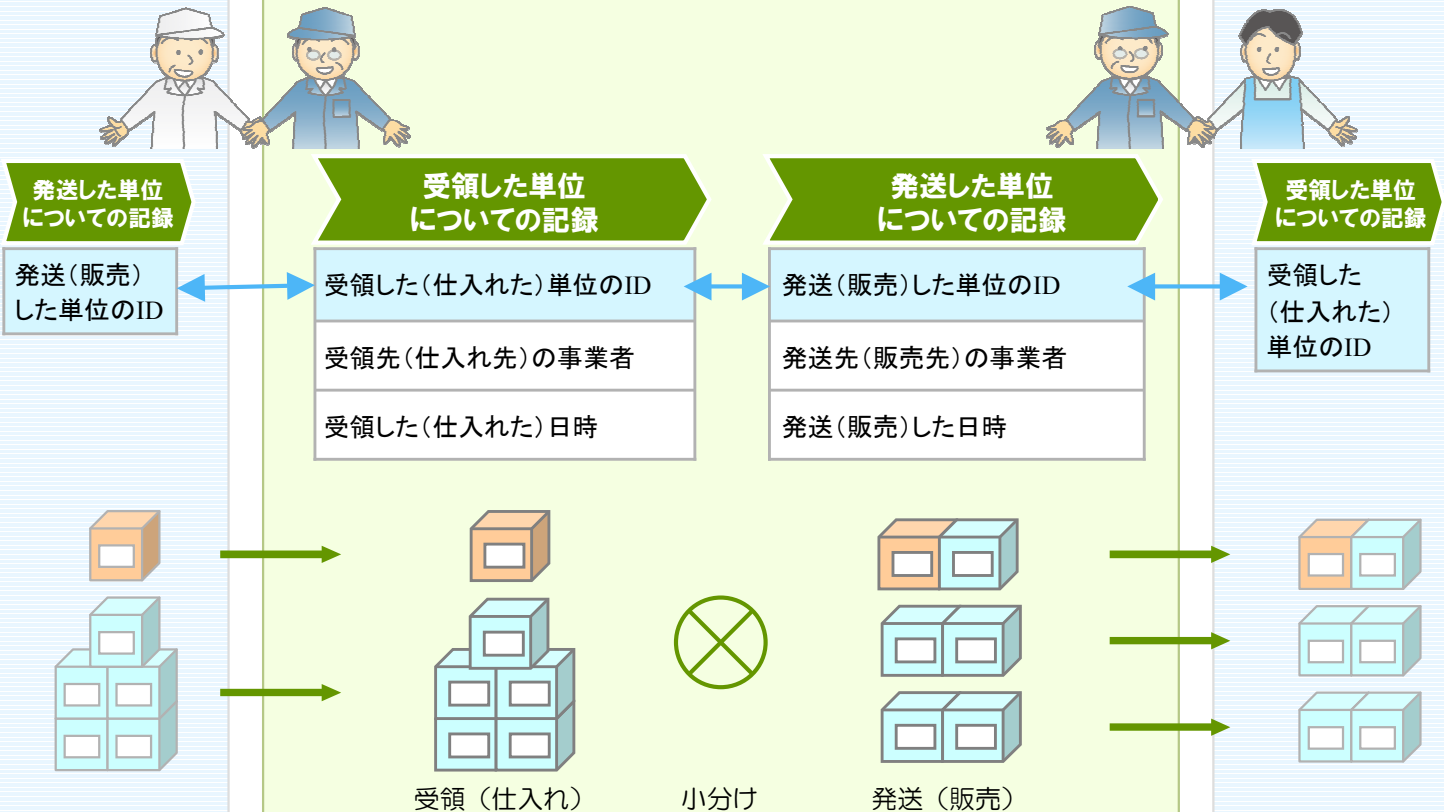


トレーサビリティのための記録の構成

函詰め・出荷業者
加工業者
卸売業者等

卸売業者

卸売業者
小売業者
外食業者等



4 小売業者・外食業者の取り組み

小売業者や外食業者、また養殖魚を原材料として用いる食品加工メーカーにとっては「受領した単位についての記録」を残すことが基本です。

函詰め・出荷業者、加工業者による魚函の識別のステップにより取り組みが異なります。

函詰め・出荷業者、加工業者による魚函の識別が・・・

ステップ1の場合

川上の事業者から
ロット番号が書かれた伝票等を受け取り、保管する

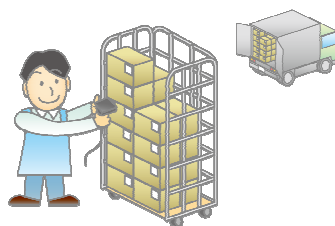
ステップ1の段階では川上の事業者からロット番号が書かれた伝票等を受け取り、保管します。



ステップ2の場合

バーコード等の識別媒体を活用し
仕分け作業での記録を効率化できる

ステップ2の段階ではバーコード等の識別媒体を活用し、仕分け作業での記録を効率化することができます。



さらに原料となった魚函と商品の関連を記録すれば、商品に至るまでのトレーサビリティが実現します。小売りする商品に1つ1つのロット番号やシリアル番号を与えることは必要ではありません。これまでどおり小売向け商品には、食品衛生法およびJAS法等によって規定された表示を行うことが基本であり、それにより製造者（または販売者）と製造日（または消費期限）を特定することができます。

なお、消費者が生産履歴情報を検索できるようにする場合は、原料となった魚函と関連づけた記号をパックに表示することが有効です。POPや商品に「トレーサビリティ適用」等の表示は、生産者の段階から小売の商品製造段階までのすべての段階でトレーサビリティシステムに取り組んでいる場合にのみ認められます。

トレーサビリティのための記録の構成

卸売業者

小売業者、外食業者等

消費者

商品に「トレーサビリティシステム適用」等の表示をする場合のみ記録が必要になります

発送した単位
についての記録

発送（販売）
した単位のID

受領した単位
についての記録

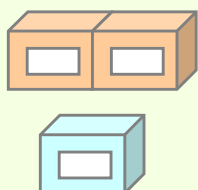
受領した（仕入れた）
単位のID
受領先（仕入れ先）の
事業者
受領した（仕入れた）
日時

新しく作成した識別
単位についての記録

新しく作成した識別単位のID
容器や包装の種類
正味重量
製品の名称・種類
魚種、養殖／天然
原産地
関連する仕入れた単位のIDのリスト

受領した単位
についての記録


受領した
（購入した）
単位のID



受領（仕入れ）

商品製造

販売・提供



このガイドラインは農林水産省（消費・安全局 消費・安全政策課）の補助を受けて設置された「養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン策定委員会」（座長：矢坂雅充・東京大学大学院 経済学研究科 助教授、事務局：社団法人食品需給研究センター）で検討・作成され、平成18年3月に公表されました。

Traceability

養殖魚のトレーサビリティシステム ガイドライン作成の経緯

この委員会は、養殖魚の生産・加工、卸売小売、消費それぞれの立場と学識経験者によって構成され、農林水産省消費・安全局や水産庁も出席して検討を行いました。

「養殖魚のトレーサビリティシステムガイドライン」の入手方法

<http://www.fmric.or.jp/trace/ffish/>

インターネットwebサイトからダウンロードできます。インターネットを通じての入手が困難な場合は社団法人食品需給研究センターまでご連絡下さい。

ガイドラインやこのリーフレットについての問い合わせ先

農林水産省 消費・安全政策課

トレーサビリティ関連のホームページ

電話 03-3502-8111（内線3076、3077、3069）

<http://www.maff.go.jp/trace/top.htm>

社団法人 食品需給研究センター

電話 03-5567-1993

FAX 03-5567-1934

〒114-0024 東京都北区西ヶ原1-26-3 農業技術会館

ホームページ <http://www.fmric.or.jp/>